

公益財団法人 飯島藤十郎記念食品科学振興財団 奨学金

募集要領

1 目的

この奨学金は、食品科学等の分野において意欲をもって勉学に励み、食生活・食文化の向上、健康の増進及び食品産業の発展に貢献しようとする将来性のある学生を、長期的視点に立って育成することを目的としています。

2 求める人材

当財団の設立の趣旨と本奨学金の目的を理解し、食品科学等の分野で高度な学識を修める明確な意志をもって勉学に励む方、奨学金受給者によるネットワークなど広く社会との繋がりを結びながら自分を高め、社会に貢献しようという意欲のある方を求めます。

3 応募資格（募集対象者）

(1) 以下のすべてを満たす方を募集対象とします。

- ① 日本国籍を有する方。
- ② 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)及び大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)に基づき日本国内に設置されている大学院に修士又は博士の学位の取得を目的として入学することを希望し、2026 年度に大学院の入学試験を受験する方、又は応募時点で左記の教育課程に在籍している方(博士課程(博士後期課程)の最終学年に在籍されている方を除く。)
- ③ 前号の大学院において食品科学等の分野を専攻し、将来、社会に貢献しようとする意欲を有している方。
- ④ 経済的理由により修学のための奨学金を必要としている方。

(2) 以下の方は募集対象外とします。

- ① 会社等の正職員としての籍を有する方(いわゆる社会人大学院生)。
- ② 公的制度による資金や在籍する大学院の奨学金(いずれも返済不要のもの)によって、合計で月額 20 万円以上の経済的支援を受けている方、又は受けることが決定している方。

③ 他の民間団体から、金額に関わらず、奨学金(返済不要のもの)を受給している方、又は受給することが決定している方。

(注1) ②のうち、公的制度による経済的支援を受けている方の範囲は以下とします。

- ・(独)日本学術振興会の特別研究員-DC
- ・(国研)科学技術振興機構(JST)の次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)の選抜学生
- ・(国研)科学技術振興機構(JST)の科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業の対象学生

(注2) ①～③に該当する方であっても、以下の方は本奨学金に応募できません。

- ・①に該当するが、2027年3月末までに退社予定の方(奨学金受給申請書の「学歴・職歴」欄に退社予定時期を記入して下さい)
- ・②又は③に該当するが、2027年3月末までに受給が終了する方(奨学金受給申請書の「当財団以外の経済的支援の状況」欄に現在の受給状況と今後の予定を記入して下さい)

(注3) 現在②、③のいずれも受給していないが、今後受給資格を得る可能性のある方(応募中、応募予定など)も、本奨学金に応募できます(奨学金受給申請書の「当財団以外の経済的支援の状況」欄に併願状況や今後の予定を記入して下さい)。ただし、本奨学金及び②、③に合格された方には、いずれを受給されるかを選んでいただきます。

(注4) 在籍されている大学・大学院においてティーチングアシスタント(TA)・リサーチアシスタント(RA)の報酬を得ている方や、授業料減免を受けている方(いずれも予定を含む)も、本奨学金に応募できます。本奨学金に合格されても、TA・RAの報酬や授業料減免を辞退される必要はありません。

(注5) 重複受給については、上記のほか、(注1)の資金や進学・在籍される大学院の規則にも従って下さい。

4 支給額、支給期間

当財団は、奨学金受給者として採用された方が勉学に専心され、所期の目的を達せられる経済的環境を提供したいと考えております。このため、支給額及び支給期間を以下のとおりとします。

- (1) 支給額は月額 23 万円(年額 276 万円)とし、原則として毎月、振込みによって奨学金受給者本人の口座に支給します。この奨学金は返済不要です。
- (2) 支給期間は原則として、支給を開始したときから、修士課程の方は修士、博士課程の方は博士の学位を取得するまでの標準修学年限とします(通常、2027 年 4 月に開始し、修士課程の方は 2 年間、博士課程の方は 3 年間です)。ただし、休学等により奨学金の支給を停止し、後にこれを解除した場合、当該支給停止期間は支給期間に含めないものとします。
(注) 修士課程の奨学金受給者として採用された方が博士課程に進学する場合、改めて本奨学金に応募することができます。例えば、修士課程(2 年間)、博士課程(3 年間)のそれぞれの選考で採用されれば、通算 5 年間奨学金を受給することが可能です。
- (3) 採用予定人数は修士、博士合わせて 30 人程度です。

5 応募の手続き

奨学金の受給申請は公募により受け付けます。奨学金の受給を希望される方は、当財団のホームページからリンクする奨学金情報サイト「ガクシー」で会員登録の上、以下の書類を添えて、ガクシーのサイト上の申請システムからご応募下さい。ご応募の際、大学等の在籍機関を通じる必要はありません。なお、必須書類に不備がある場合は選考対象といたしませんのでご注意下さい。

募集期間は、2026 年 4 月 1 日(水)午前 9 時～2026 年 5 月 20 日(水)午後 5 時です。

(1) 必須書類

- ① 奨学金受給申請書(顔写真付き)
- ② 成績証明書(大学入学以降全て)
- ③ 大学院での研究計画書(1,000 字程度)
- ④ 自己PR文書(1,000 字程度)
- ⑤ 学術の実績を示す書類(学会での発表概要、学会における受賞実績、執筆した(又は執筆中の)論文の要約など)

(注) ⑤については、博士課程に係る受給を希望される方は必須、修士課程に係る受給を希望される方は任意とします。

- ⑥ 大学院の合格通知・入学許可書など大学院への入学を証明できる書類
(大学院に在籍中の方は、在学証明書)

(注) ⑥については、大学院入学試験の受験前又は受験後結果待ちの場合、奨学金受給申請書の「希望進学先」欄に試験実施時期及び合否発表時期を記入し、合否判明次第、当財団にお知らせ下さい。大学院への入学が認められなかった場合、本奨学金は支給しません。

(2) 任意書類

- ⑦ 応募者が在籍中又は直近に在籍した教育機関の教員の推薦状 (1通)

(注1) 教員の方が、推薦状を当財団へ直接提出することを希望される場合は、教員の方から当財団あて eメール (isk@ijima-kinenzaidan.or.jp) でご送付下さい。

(注2) 推薦状を書いて下さった教員の方に、当財団から問合せをさせていただく可能性があります。このことにつき、あらかじめ教員の方のご了解を得て下さい。

当財団は、応募書類に含まれる個人情報を「株式会社ガクシー」から提供を受け、当財団の「個人情報の保護に関する基本方針(注)」に基づいて奨学金支給対象者の選考のために利用します。

(注) <https://www.ijima-kinenzaidan.or.jp/pdf/privacypolicy.pdf>

6 選考方法

応募された方については、ご本人の夢やご希望と当財団の求める人材像が調和するか等を確認するため、当財団の奨学金選考委員会による選考を行い、理事会で最終合格者を決定します。

(1) 書類選考 (第1次選考)

提出いただいた書類をもとに選考を行い、2026年7月上旬に合否を申請システムから応募者に通知します。合格された方に対しては、併せて面接(下記(2))の案内も通知します。

(2) 面接（第2次選考）

書類選考の合格者に対して、2026年8月6日(木)又は7日(金)のいずれかの日に、対面による面接を行います。面接の会場(東京又はその近郊を予定)及び時間は上記(1)の通知の際にお知らせします。面接対象者には当財団の規定の交通費(国内)を助成します。

(3) 最終合格者の決定

面接を受けた方に対して、2026年9月下旬から10月上旬の間に、最終的な合否を申請システムから通知します。合格者のうち、この通知の時点で、当財団が大学院の合格通知・入学許可書など入学を証明できる書類(上記5(1)⑥)を受領していない方については仮合格とし、当該書類の受領をもって合格とします(入学後には、在学証明書を提出いただきます)。

また、当財団から、最終合格者が在籍する大学(又は大学院)及び入学予定の大学院に対し、当財団の奨学金支給対象者として採用する旨を通知します。

7 奨学金の受給者となられたら

当財団は、本奨学金を通じて、奨学金受給者の皆さんが将来の夢を実現できるよう応援していきたいと考えております。このため、奨学金受給者となられた皆さんとの以下のようなコミュニケーションや交流行事を予定しています。なお、これらへの対応・参加の状況は、奨学金の支給継続の判断材料となります。

(1) 報告

学業や生活の状況につき、定期的に報告書の提出や面談への対応をしていただきます。

(2) 交流行事への参加

奨学金授与式、研究発表会などの交流行事に参加していただきます。

8 その他

奨学金の受給期間終了後の進路については、一切の要件はありません。なお、当財団は、奨学金を受給された皆さんが将来にわたってネットワークを結び、社会に貢献されることを期待し、その機会を提供する予定です。

9 応募に当たっての注意

本奨学金は返済の必要はありませんが、応募の際に当財団に提供された情報に虚偽が含まれるなど、公正な選考を妨げる行為が発見された場合は、合格決定を取り消す、奨学金の返還を求めるなどの措置をとる場合があります。応募の際に提出される書類のうち、応募者が作成すべきもの（5（1）の①奨学金受給申請書、③大学院での研究計画書、④自己PR文書、⑤学術の実績を示す書類）を確実に応募者ご自身の手で作成するなど、本奨学金の目的に沿って真摯な対応をお願いします。

【お問合せ先】

お問合せは、当財団ホームページのお問合せフォームから、または下記あてeメールにてお願いします。

(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団

eメール：isk@ijjima-kinenzaidan.or.jp

ホームページ：<https://www.ijjima-kinenzaidan.or.jp/index.html>

〒272-0034 千葉県市川市市川1-9-2 サンプラザ35ビル 6階